



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 31 日 (木)
号外第 38 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (39) (人事企画課) 3
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (2) (総務課) 5 鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程 (3) (〃) 6 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (4) (〃) 7
◇ 告 示	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正 (218) (税務課) 10

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴い、任命権者の知事に対する具体的な報告事項を定める等、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 任命権者が人事評価又は退職管理に関して報告する事項として、次のとおり追加する。

ア 公表年度の4月1日における職員の人事評価に関する制度の概要（規定の整理）

イ 公表年度の4月1日における職員の退職管理に関する制度の概要（新規に規定）

ウ 公表年度の6月1日における退職後2年間に再就職した職員の状況（新規に規定）

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

規 則

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第2条 条例第2条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</p> </td> <td style="width: 75%; vertical-align: top;"> <p>(1) 条例第6条の規定による公表を行う日の属する年度（以下「公表年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における職員の採用の状況</p> <p>(2) 前年度における職員の異動の状況</p> <p>(3) 前年度における職員の退職の状況</p> <p>(4) 公表年度の4月1日における職員数</p> <p>(5) 公表年度の4月1日における職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因</p> <p>(6) 公表年度の4月1日における職級別の職員数</p> <p>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>職員の人事評価の状況</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>公表年度の4月1日における職員の人事評価に関する制度の概要</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>営利企業等の従事の許可その他の職</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 前年度における営利企業等の従事の許可の件</p> </td> </tr> </table>	<p>職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</p>	<p>(1) 条例第6条の規定による公表を行う日の属する年度（以下「公表年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における職員の採用の状況</p> <p>(2) 前年度における職員の異動の状況</p> <p>(3) 前年度における職員の退職の状況</p> <p>(4) 公表年度の4月1日における職員数</p> <p>(5) 公表年度の4月1日における職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因</p> <p>(6) 公表年度の4月1日における職級別の職員数</p> <p>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</p>	<p>職員の人事評価の状況</p>	<p>公表年度の4月1日における職員の人事評価に関する制度の概要</p>	略		<p>営利企業等の従事の許可その他の職</p>	<p>(1) 前年度における営利企業等の従事の許可の件</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第2条 条例第2条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</p> </td> <td style="width: 75%; vertical-align: top;"> <p>(1) 条例第6条の規定による公表を行う日の属する年度（以下「公表年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における職員の採用の状況</p> <p>(2) 前年度における職員の異動の状況</p> <p>(3) 前年度における職員の退職の状況</p> <p>(4) 公表年度の4月1日における職員数</p> <p>(5) 公表年度の4月1日における職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因</p> <p>(6) 公表年度の4月1日における職級別の職員数</p> <p>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>営利企業等の従事の許可その他の職</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 前年度における営利企業等の従事の許可の件</p> </td> </tr> </table>	<p>職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</p>	<p>(1) 条例第6条の規定による公表を行う日の属する年度（以下「公表年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における職員の採用の状況</p> <p>(2) 前年度における職員の異動の状況</p> <p>(3) 前年度における職員の退職の状況</p> <p>(4) 公表年度の4月1日における職員数</p> <p>(5) 公表年度の4月1日における職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因</p> <p>(6) 公表年度の4月1日における職級別の職員数</p> <p>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</p>	略		<p>営利企業等の従事の許可その他の職</p>	<p>(1) 前年度における営利企業等の従事の許可の件</p>
<p>職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</p>	<p>(1) 条例第6条の規定による公表を行う日の属する年度（以下「公表年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における職員の採用の状況</p> <p>(2) 前年度における職員の異動の状況</p> <p>(3) 前年度における職員の退職の状況</p> <p>(4) 公表年度の4月1日における職員数</p> <p>(5) 公表年度の4月1日における職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因</p> <p>(6) 公表年度の4月1日における職級別の職員数</p> <p>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</p>														
<p>職員の人事評価の状況</p>	<p>公表年度の4月1日における職員の人事評価に関する制度の概要</p>														
略															
<p>営利企業等の従事の許可その他の職</p>	<p>(1) 前年度における営利企業等の従事の許可の件</p>														
<p>職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</p>	<p>(1) 条例第6条の規定による公表を行う日の属する年度（以下「公表年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における職員の採用の状況</p> <p>(2) 前年度における職員の異動の状況</p> <p>(3) 前年度における職員の退職の状況</p> <p>(4) 公表年度の4月1日における職員数</p> <p>(5) 公表年度の4月1日における職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因</p> <p>(6) 公表年度の4月1日における職級別の職員数</p> <p>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</p>														
略															
<p>営利企業等の従事の許可その他の職</p>	<p>(1) 前年度における営利企業等の従事の許可の件</p>														

員のサービスの状況	数 (2) 前年度における職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数	員のサービスの状況	数 (2) 前年度における職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数
職員の退職管理の状況	(1) 公表年度の4月1日における職員の退職管理に関する制度の概要 (2) 公表年度の6月1日における退職後2年間に再就職した職員の状況	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	(1) 公表年度の4月1日における職員の研修に関する計画の概要 (2) 前年度における職員の研修の実施状況 (3) <u>公表年度の4月1日における職員の勤務成績の評定に関する制度の概要</u>
略		略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																									
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td rowspan="7" style="width: 15%;">医療局</td> <td style="width: 65%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">総合内科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">神経内科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">臨床検査科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">輸血科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 20%;">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;">医療局</td> <td style="width: 65%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">麻酔科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">疼痛緩和診療科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	医療局	略	総合内科	神経内科	略	臨床検査科	輸血科	略		略	略	鳥取県立厚生病院	医療局	略	麻酔科	疼痛緩和診療科	略		略	略	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td rowspan="7" style="width: 15%;">医療局</td> <td style="width: 65%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">神経内科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">臨床検査科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">麻酔科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">総合診療科</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">医療局</td> <td style="width: 65%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">麻酔科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	医療局	略	神経内科	略	臨床検査科	略	麻酔科	総合診療科		略	略	鳥取県立厚生病院	医療局	略	麻酔科	略		略	略
鳥取県立中央病院			医療局	略																																						
				総合内科																																						
				神経内科																																						
				略																																						
				臨床検査科																																						
				輸血科																																						
	略																																									
	略	略																																								
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																								
		麻酔科																																								
		疼痛緩和診療科																																								
		略																																								
	略	略																																								
鳥取県立中央病院	医療局	略																																								
		神経内科																																								
		略																																								
		臨床検査科																																								
		略																																								
		麻酔科																																								
		総合診療科																																								
	略	略																																								
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																								
		麻酔科																																								
		略																																								
	略	略																																								

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第 3 号

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員就業規則（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児部分休業)</p> <p>第10条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程第22条の 2 に規定する休業の承認を受けることができる。</p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第10条 職員の育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）並びに職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年鳥取県条例第 6 号）及び職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）の定めるところによる。</p> <p>2 職員の育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の適用を受ける者の例による。</p>
<p>(修学部分休業及び高齢者部分休業)</p> <p>第10条の 2 職員は、地方公務員法第26条の 2 又は第26条の 3 の規定の適用を受ける者の例により、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けることができる。</p>	<p>(修学部分休業)</p> <p>第10条の 2 職員の修学部分休業（当該職員が修学のため、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）については、地方公務員法並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）及び職員の修学部分休業に関する規則（平成16年鳥取県人事委員会規則第27号）の適用を受ける者の例による。</p>

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職手当) 第7条 略</p> <p><u>(初任給調整手当)</u> 第7条の2 <u>初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対し、採用の日から35年間支給する。</u></p> <p>2 <u>初任給調整手当の月額は、初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）別表に掲げる額とする。この場合において、院長に対する同表の適用については、期間の区分欄に掲げる期間が28年以上29年未満であるものとする。</u></p> <p>(夜間看護等手当) 第15条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 6,200円 <u>(月の勤務の全てが深夜の全部を含む勤務である場合は、8,600円)</u></p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務 (ア) 深夜における勤務時間が4時間以上であるもの 3,300円 <u>(月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、4,500円)</u> (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるもの 2,900円 <u>(月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、4,100円)</u> (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの 2,000円 <u>(月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、3,200円)</u></p>	<p>(管理職手当) 第7条 略</p> <p>(夜間看護等手当) 第15条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 6,200円</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務 (ア) 深夜における勤務時間が4時間以上であるもの 3,300円 (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるもの 2,900円 (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの 2,000円</p>

(2) 略
 3 略
 (勤務1時間当たりの給与額の算出)
 第22条 略
(部分休業)
 第22条の2 条例第22条第2項の企業管理規程で定める休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業の例による休業とする。
 (給与からの控除)
 第25条 略

別表第7 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長 課長 (局総務課の課長に限る。) 部長 (薬剤部長に限る。) 副局長 (医療局の副局長を除く。) センター長 (中央手術センター長又は地域連携センター長に限る。) 室長 (新病院建設推進室長に限る。) 副室長 (医療安全対策室及び医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。) 参事 (管理者が必要と認めた者に限る。) 看護師長 副センター長 (地域連携センターの副センター長に限る。)	3種
略	

別表第8 (第7条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				
			病院以外の職員		病院の職員		
			再任用	再任用	再任用	再任用	

(2) 略
 3 略
 (勤務1時間当たりの給与額の算出)
 第22条 略
(修学部分休業取得中の給与)
 第25条 職員が鳥取県病院局企業職員就業規則(平成7年鳥取県病院局管理規程第6号)第10条の2に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。
 (給与からの控除)
 第25条の2 略

別表第7 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長 課長 (局総務課の課長に限る。) 部長 (薬剤部長に限る。) 副局長 (医療局の副局長を除く。) センター長 (中央手術センター長又は地域連携センター長に限る。) 室長 (新病院建設推進室長に限る。) 副室長 (医療安全対策室及び医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。) 参事 (管理者が必要と認めた者に限る。)	3種
略	

別表第8 (第7条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				
			病院以外の職員		病院の職員		
			再任用	再任用	再任用	再任用	

			職員以 外の職 員	職員	職員以 外の職 員	職員
略						
医療職 給料表 (3)	略					
	6級	略				
		4種	59,400 円	45,600 円	50,900 円	39,000 円
5級	3種	61,800 円	46,100 円	54,100 円	40,300 円	

			職員以 外の職 員	職員	職員以 外の職 員	職員
略						
医療職 給料表 (3)	略					
	6級	略				
		4種	59,400 円	45,600 円	50,900 円	39,000 円

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第218号

平成 12 年鳥取県告示第 455 号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第 1 条 次の表の改正前の欄中に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成 12 年鳥取県条例第 61 号） <u>第 7 条第 1 項から第 3 項までに規定する課税免除に関する届出書並びに第 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。</u>	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成 12 年鳥取県条例第 61 号） <u>第 6 条第 1 項から第 3 項までに規定する課税免除に関する届出書並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。</u>

第 2 条 次の表の左欄に掲げる様式中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に改める。

様式第 1 号	第 6 条第 1 項（第 3 項）	第 7 条第 1 項（第 3 項）
	取得価格 土地及び建物の登記簿謄本（公図の写しを含む。）	取得価額 土地、建物の登記事項証明書（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図又は地図に準ずる書面の写しを含む。）
様式第 2 号	第 6 条第 2 項	第 7 条第 2 項
様式第 3 号	第 7 条第 1 項	第 8 条第 1 項
	取得価格 土地及び建物の登記簿謄本（公図の写しを含む。）	取得価額 土地、建物の登記事項証明書（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図又は地図に準ずる書面の写しを含む。）
様式第 4 号	第 7 条第 2 項	第 8 条第 3 項
	土地及び建物の登記簿謄本（公図の写しを含む。）	土地、建物の登記事項証明書（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図又は地図に準ずる書面の写しを含む。）

第 3 条 様式第 4 号を様式第 5 号とし、様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号

（表面）

産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税申請書

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕

氏 名

〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕

(印)

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

申 請 者	住 所 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地 〕					
	氏 名 〔 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〕					
	資 本 金 の 額					
	事 業 年 度 又 は 年		年 月 日から 年 月 日まで			
	の 事 務 所 等	県内	所 在 地			
			名 称			
		この申請に係る担当者 の職氏名	(電話)			
新 増 設 設 備	所 在 地					
	工 場 等 の 名 称					
	事 業 の 種 類					
	製 品 名					
特 別 償 却 設 備 の 取 得 価 額 等	区 分	取得価額 (千円)	新增設設備の一部操業年月日	年 月 日		
	建物及びその附属設備		新增設設備の全部操業年月日	年 月 日		
	機 械 及 び 装 置		管 轄 税 務 署	税務署		
	構 築 物		青色申告書提出の有無	有 無		
	合 計			常時使用する従業員の数	人	
	特別償却適用の有無及び 適用 条 文		有 無 租税特別措置法 第 条第 項			

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、原則として、個人にあつては新增設した設備等を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年 3 月 15 日までに、法人にあつては新增設した設備等を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 特別償却設備等の明細書 (別紙)
 - (2) 事業計画書及び事業概要
 - (3) 事務所、事業所の平面見取図 (土地及び建物の配置が明確なもの)
 - (4) 製造工程図及び設備等の工場内配置図
 - (5) 不均一課税を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (6) 土地、建物の登記事項証明書 (不動産登記法 (平成 16 年法律第 123 号) 第 14 条に規定する地図又は地図に準ずる書面の写しを含む。)
 - (7) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
 - (8) 建築確認申請書の写し
 - (9) 建築請負契約書の写し
 - (10) 建物の引渡書の写し

- (11) 損益計算書
- (12) 法人税確定申告書の写し（個人の場合は、所得税確定申告書の写し）
- (13) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表16(1)又は(2)）及び償却明細書の写し（個人の場合は、これらに準ずる書類）
- (14) その他必要と認められる関係書類

別紙

特別償却設備等の明細書

(1) 土地

土地の所在地	旧所有者	取得方法	取得年月日	地目	面積 (㎡) A	Aのうち建物等の敷地となった面積 (㎡) B	Bの土地の上の建物の建設着手年月日	Aの登記年月日
			・ ・				・ ・	・ ・
			・ ・				・ ・	・ ・
			・ ・				・ ・	・ ・
			・ ・				・ ・	・ ・
			・ ・				・ ・	・ ・
			・ ・				・ ・	・ ・
合 計								

(2) 建物及びその附属設備

建物等の名称	構造	用途	延床面積 (㎡)	取得年月日	取得価額 (千円)	取得の方法	耐用年数 (年)	減価償却開始年月日	特別償却の有無
				・ ・				・ ・	
				・ ・				・ ・	
				・ ・				・ ・	
				・ ・				・ ・	
				・ ・				・ ・	
				・ ・				・ ・	
合 計									

(3) 機械及び装置並びに構築物

名 称	数 量	取 得 価 額 (千円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数 (年)	取 得 の 方 法	減 価 償 却 開 始 年 月 日	特 別 償 却 の 有 無	備 考
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
合 計								

備考

- 1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる固定資産について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

附 則

この告示は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。